

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

この七月から施行されるとされている原子力規制委員会規則、いわゆる新規制基準にかかわって田中規制委員長に質問いたします。

昨年の秋に原子力規制委員会は、福島第一原発事故で放出した総放出量と同じ量の放射性物質が一度に放出したという仮定で、全国の原発でメルトダウンが起きた場合の放射性物質の拡散シミュレーションというのを行われました。

田中委員長は、昨年、二〇一二年の十一月七日の衆議院経済産業委員会で、我が党の吉井英勝衆議院議員の質問に対して、福島のような放出量を仮定しなければいけないようであると、御指摘のように、原子炉を動かすということはなかなか困難だろうと思うというふうに答弁されました。今でもその考えに変わりはありませんか。

○田中政府特別補佐人 変わりありません。

○笠井委員 そこで伺いますが、では、これまで旧原子力安全委員会は、原子炉立地審査指針というのを定めて、敷地境界での線量目安というのを定めてまいりました。これは何のために設けられたのか、伺いたいと思います。

○田中政府特別補佐人 これまでの立地指針は、いわゆるシビアアクシデント、重大事故とか仮想事故というのを想定しまして、その場合にも周辺住民に重大な放射線障害が起きないようにということで、ある程度離隔距離をとるという精神がありまして、敷地境界で、全身でいいますと二百五十ミリシーベルトというそういう評価をしてきた。そのための指針であります。

○笠井委員 立地するに当たっては一定の距離がなければいけないということではありますが、今、成人で全身二百五十ミリシーベルトというお話がありました。

では、この値というのは、今の時点では引き続き効力を持っているということで認識はよろしいでしょうか。

○田中政府特別補佐人 新しい基準ではそういった重大事故とか仮想事故という考え方ではなくて、さまざまな起因事象に基づくシビアアクシデントのシナリオを考えまして、それに対する対策を求めています。

その結果として、敷地境界の線量というよりは、今、私どもがその基準の基本として量的に求めているのは、セシウムで百テラベクレル、基本的にはゼロなんですけれども、それでも、最悪の場合には百テラベクレル以下になるようにきちっとさまざまな対策をとるということを申し上げています。

百テラベクレルというのは、今回の福島の事故から見ますと、大体百分の一ぐらいになるというふうに想定しています。

○笠井委員 それは、施行するというのが七月ですから、それ以降ということに正式になりますので、現時点、五月ですので、つまり今は七月以前の段階、今で言われると、結局、二百五十ミリ全身という話は今この瞬間効力がある、そういうことを聞いたんです。

○田中政府特別補佐人 まだ旧指針は生きておりますので、御指摘のとおりでございます。

○笠井委員 では、福島第一原発事故の場合に、この敷地境界における全身線量の積算値といいますが、累積の線量というのは幾らだったということで今認識されているのでしょうか。

○田中政府特別補佐人 福島第一のときの敷地境界の線量については、実は私自身は、いろいろなモニタリングとか何かをとまったりして正確な評価ができていないというところがありまして、正確な値は認識しておりません。

○笠井委員 原子力工学の研究者が福島県のモニタリングの結果をもとに敷地境界線量を算出した結果では、一昨年の三月の事故当日から、その三月月末までということで、二百三十四ミリシーベルトという研究の結果の値を出したりされていますが、私は、モニタリングポストを洗いざらい調べて、民間研究者の成果も集めて公表すべきだというふうに思います。

そこで、そもそも、原子炉の設置許可申請時における福島第一原発の敷地境界線量の資料を見ますと、ここにございますけれども、原子炉冷却材の喪失の仮想事故、旧指針ではという話を言われましたけれども、その事故の場合の外部ガンマ線による全身に対する線量というのは、一号機は〇・七四ミリシーベルト、二号機は一・四ミリシーベルト、三号機は一・二ミリシーベルト、四号機は一・四ミリシーベルトということで、桁違いに低いことで申請しているということでありまして、この程度で済むと申請をして許可を得ていたけれども、いずれにしても、はるかに上回ったということだと思えます。

田中委員長も、ICRPの国際基準では、二百五十というのに対して百ミリシーベルトが基本になると考えているというふうにもおっしゃったりしている。つまり福島第一原発の立地というのは、事故を経て、結果的には立地的には適合していなかったということにはなりませんか。

○田中政府特別補佐人 結果的には適合していなかったんだと思います。

○笠井委員 昨年十月の拡散予測シミュレーションの試算結果というのがございます。これを見ても、日本全国の全ての原発がずっとありますよね、半径でありますけれども、こういうふうに、十キロ以遠の地点でも七日間の積算で百ミリシーベルトを超えているということでもあります。例えば泊なんかでいうと、十九・六キロというところもそういうふうに超えているという状況です。

つまり、今の立地審査指針を使って福島第一原発と同程度の重大事故が起きると仮定すれば、全ての原発が立地審査不適合となる。ところが、今回、先ほど委員長言われました規制基準、規則案ということであると、事故が起きた場合の敷地境界での放射線量を百ミリシーベルトなりに抑えるという目安線量というのは、一切入っていないわけですよ。なぜですか。改めてその点を説明してください。

○田中政府特別補佐人 今後、敷地境界でどの程度になるかということの評価は一応しておくべきだろうとは思っていますけれども、目安線量というのは、現在の立地指針で、その立地の適否を判断する場合の線量として全身二百五十ミリシーベルトというような考え方で決められておりますので、今回は、先ほどの繰り返しになりますけれども、そういったことを基準にして安全の規制を求めているということではございませんので、そういった目安線量という考え方はとっておりません。

○笠井委員 これまで、重大事故も仮想事故も要するにそういう意味では起きないというか、シビアアクシデントは起きないという前提だった。その考え方を改める、今度はシビアアクシデントが起こったことを前提にしてということで対策をとるんだということで、改めるのは私は当然

だと思っておりますが、問題は、格納容器の破損を防止するために外部に放射性物質を出すという、規制基準でこれやっているといいのかという問題になると思っておりますよ。先ほど、百分の一で百テラベクレルと言われたけれども、それで本当に百分の一でとどまるという保証があるのかという問題が出てきます。

一たびメルトダウンのような大事故が起きたら、福島第一原発事故で現実のものとなったように、最悪、敷地境界では百ミリシーベルトをはるかに超える放射線量となり得る。原子炉等規制法というのは、設置許可を受けた過去にさかのぼって、規制基準に合わないものは許可を取り消すというふうにしております。

原子炉立地指針を規制の項目に入れて法令上の規制対象とすると、既存の全原発の許可が取り消されてしまう。そうならないように規制基準に入れない、そういうことじゃないんですか。

○田中政府特別補佐人　そういうことではございません。

従来は、先ほどの繰り返しになりますけれども、原子炉から敷地境界までの距離を確保して、敷地周辺における線量を一定水準以下にするということを求めていたわけでございます。

これは今回の重大な反省でございますけれども、具体的なシビアアクシデント、特に、外部要因に基づくアクシデントを想定せずに、距離のみでその安全を確保するという考え方をとっていたわけです。それが今回の福島事故で不十分であるということが明確になりましたので、新しい基準においては、そういったことをつぶさに検討いたしまして、アクシデントが起こるシナリオについて一つ一つ検討した上で、それに対応するような対策を求めております。

したがって、立地の不適とかそういうことのために目安線量を設けているとか設けていないということではございません。

○笠井委員　ことし七月から施行される原子炉等規制法で原発設置の許可の基準を定めていて、その中で四十三条の三の六の一項四号ですけれども、原発の位置について、原子力災害、原発から放出される放射性物質の災害などを防止するというので、その防止する上で支障がないというふうに適合していなければ、原子力規制委員会は原発の原子炉の設置許可ができないということとを定めております。

原子炉を設置していいか、位置の適否を判断してきた物差しが立地審査指針だと思っております。立地審査指針による評価を規制基準に入れないとなりますと、今私が読み上げた原子炉等規制法の規定に反しているということにならないか。法律に反した規則があってはならないと思っておりますけれども、その点はどうか。

○田中政府特別補佐人　現行の立地審査指針はそのまま採用しておりませんが、具体的には、先ほど申し上げましたように、事故が起きたときに、最悪の場合でも百テラベクレル以上の放出がないようにということにしてあります。

ですから、線量基準ということではなくて、百テラベクレルぐらいですと、実際、評価すれば百ミリシーベルトとかそんなものよりもずっと低くなるというふうに想定しておりますが、いずれそれについても一応評価をしておきたいとは思っております。

○笠井委員　では伺いますけれども、この七月に施行するという新規制基準では、メルトダウンが起きて格納容器を破損させないために、フィルターつきベントを使って、管理放出という名のもとで、今委員長が言われた最大百テラベクレルもの放射性物質を原発の外に放出するというものがありますが、そもそも、フィルターつきベントでどれだけの放射性物質の放出を減らすことができるという性能を評価されているのでしょうか。

○田中政府特別補佐人 通常に考えますと大体千分の一以上減らせると思っておりますが、評価の上では百分の一ぐらい減るといふことで今想定しております。

○笠井委員 事故によっていろいろなケースがあると思うんです。原子炉の規模もありますし、どういう事故になるかもいろいろ多様なわけですがけれども、百テラベクレルに抑えられる保証といふのはありますか。百テラベクレルを超えた場合にはどうするんですか。

○田中政府特別補佐人 基本的に放出をさせないということが原則でありまして、最悪の場合に、百テラベクレルを超えないようにするといふことを規制基準として、いろいろな対策を求めているといふことでございます。

ですから、百テラベクレルを超えるかどうか、超えた場合はどうなるかと言われても、これは、超えないようにするといふことを求めているといふことで御理解いただきたいと思ひます。

○笠井委員 超えないようにするといふのは安全目標であつて、それを目指していくといふ話ですよね。超えるかもしれないといふことで、超えた場合どうするかといふ問題になりませんか。だってそういう問題でしょう。そうですね、だって福島事故はそういうことなんだから。

○田中政府特別補佐人 もう一つ、安全の深層防護には、仮にそういった住民の被曝等のおそれがある場合には、いわゆる避難等の防災対策をとることになっておりますので、そういった点についてもきちつと今回は、そういう可能性が出た時点で、五キロ以内の住民については避難あるいは屋内退避といったようなことをしていただくように、今、そういった保護の面についても準備させていただいているところでございます。

○笠井委員 私、それは無責任な話だと思ひます。別の話です。無責任きわまりない答弁だと思ひますが、ベント時に住民避難を考慮に入れるといふことは、原子炉施設の安全評価の基本的考え方と反する。万一の重大事故、仮想事故に対して、避難しなくても周辺住民に放射線障害を与えない離隔距離、原子炉の位置があることを審査するのが立地評価の基本であります。防災対策とは切り離してやるべきことであつて、大体、完全な住民の避難なんといふことはあり得ないといふのを示したのが福島事故だったんじゃないですか。住民避難は、災害の影響をでき得る範囲で軽減するための行政措置として位置づけるものであります。

しかも、今、フィルターベントといふ話がありましたけれども、これも、今度でいえば五年間猶予といふ話ですよね。五年以内に、まだできていないときに事故があつたら、百分の一におさまりますか。

○田中政府特別補佐人 フィルターベントを五年猶予といふのはPWRについてですが、BWRについてはそういう猶予は設けておりません。これは、技術的にいろいろ検討していただいて、PWRの場合は格納容器が大きいといふことで、格納容器に閉じ込めることができるだろうといふことで評価していただいたものでございます。

先ほど、防災について無責任だといふことですけれども、万が一に百テラベクレルを超えた場合といふお話がありましたので、その万が一に備えて対策をとるのが防災の考え方でございますので、そういうことで御説明させていただきました。

○笠井委員 猶予期間の問題だって、これは問題があるわけですよ。しかも、百テラベクレルといふのはセシウム137ですよ、規制委員会の資料を見ると。キセノンとかクリプトンなどの希ガスについては含んでいない。希ガスを含めれば百テラベクレルに抑えることはできない

んじゃないかと思うんだけど、なぜそれを評価対象にしていないんですか。

○田中政府特別補佐人 どこまでの核種を考慮するかということは一つの議論の観点でございますけれども、希ガスは、どこにも反応しないで、空気の流れとともにどこかに飛んでいくというところがございます。もっと重要なのは、やはり沃素の問題だと思っております。

沃素については、そういった状況が起きたときには、沃素剤の服用とか屋内退避とか、さまざまな手だてで沃素による甲状腺被曝を抑えるような方法も防災計画の中には入れていただくようにして、そのための手当ても、今私どもとしても最大限努力しているところでございます。

○笠井委員 防災計画だって訓練だって、四苦八苦しているんですよ、現場では。しかも今、希ガスのことは大したことないとおっしゃいましたけれども、キセノン133の半減期というのは五日間、クリプトン85というのは十年以上あります。

ベントは、これはもちろんタイミング、どこでやるかというのがあります。圧力上昇があって、それをどうするかということで、できる限り閉じ込めておくということで作るわけですから、余り早くやらないということでしょうけれども、しかし、そのタイミングはいろいろな場合がある。これはもう本当に危なくなったら早くやらなきゃいけないとなれば、まだ半減していないどころか、影響が大きいうちに出ちゃうことだってあるわけですよ。それは問題ないと言われるんですか、そういう問題については。

○田中政府特別補佐人 事象が非常に急激に進む、いわゆるアーリーベントをやらなきゃいけないという事態も全く想定していないわけではございませんで、そういった点についても含めまして今検討を進めているところでございます。

○笠井委員 そうすると、結局百テラベクレルで全体がおさまるから大丈夫です、大したことないんです、だから敷地境界の話はなくてもいいんですという話にならないと思うんですよ。

これまで、どんなことが起きても原子炉から放射性物質が出ない、出さないというのが前提だと言ってきた。ところが、福島事故があって今度は、シビアアクシデント、これは起き得るけれどもできる限り抑制するというだけであって、相当な量、例えば、安全目標で百分の一も目指すわけですから、百分の一かもしれないし、それがもっと多くて福島並みかもしれないし、それより多いかもしれない。

どういう事故か、ベントのタイミングはどうか、原子炉の規模までも違うということで、さまざまなことを前提にしないといけないと思うんだけど、結局、そここのところが、できるだけ通れるようにという話になった上に、周辺住民に被曝とともに避難という負担を強いるということになる。私は、これは再稼働ありきの規制基準じゃないかと言わざるを得ないと思います。

そういう形で新基準による再稼働というのは論外だ、許されないということを重ねて申し上げて、質問を終わりたいと思います。